

商工第142号  
令和4年9月21日

岩手県商工会議所連合会 会長  
岩手県商工会連合会 会長  
岩手県商店街振興組合連合会 会長  
岩手県中小企業団体中央会 会長  
一般社団法人岩手経済同友会 代表幹事  
一般社団法人岩手県工業クラブ 会長  
公益財団法人岩手県観光協会 理事長  
公益財団法人いわて産業振興センター 理事長

様

岩手県商工労働観光部長

岩手県新型コロナウイルス感染症対策に係る知事メッセージ等について  
本日、岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部第63回本部員会議が開催されましたので、関係資料を送付いたします。

つきましては、貴会等におかれましても、本会議での報告内容や知事メッセージ等について御了知いただき、会員等の皆様へ一層の感染対策や産業支援等に御尽力いただくことについての周知徹底に御協力くださいますよう、よろしく願いいたします。

なお、当部からは「いわて県民応援！プレミアムポイント還元キャンペーン」について報告しております。

担当：商工企画室 管理課長 藤枝  
電話：019-629-5526

新型コロナウイルス感染症対策本部 第 63 回本部員会議  
知事メッセージ（令和 4 年 9 月 21 日）

新型コロナウイルス感染者の発生届について、国の基本的対処方針に基づき、来週 26 日月曜日から、発生届の対象者を見直します。

65 歳以上などの重症化リスクの高い方の発生届は、これまでどおり、医療機関で作成頂き、入院が必要な方への入院調整や、My - HER-SYS（マイハーシス）や保健所等からの電話による健康観察を行っていきます。

発生届の対象外の方や自己検査で陽性となられた方は、自ら、医療機関で配布されるチラシや県ホームページを参考に、インターネットや電話により「いわて陽性者登録センター」に登録をお願いします。

県は、発生届の対象の方はもちろん、発生届対象外となる方にも、これまでどおり、宿泊療養施設の入所や食料支援などをサポートしていくほか、体調が悪化した場合には、「いわて健康フォローアップセンター」が 24 時間体制でサポートします。

なお、発生届の対象者は見直しますが、年代別の陽性者数全数を継続して把握し、公表します。

オミクロン株対応ワクチンの県内での供給が始まりました。

2 回目接種を終了した 12 歳以上で、前回接種から 5 ヶ月以上経過した方が接種対象者になりますので、ワクチン接種を希望される方は、接種券が送付されましたら、接種をお願いします。

県は、今般、ワクチン接種体制の強化などの感染症対策に加えて、コロナ禍における原油価格・物価高騰等への対策として、子育て支援への追加支援、肥料価格の高騰に直面する農家等への支援などを含む補正予算案を、9 月議会定例会に提案することとしました。

県は、引き続き、県民の命と健康を守り、社会・経済活動を支える取組を進めます。

県内の感染状況は、新規感染者数が、約 1 カ月間、減少傾向が継続していますが、依然として高い水準です。

県民の皆様には、新規感染が更に減少するよう、引き続き、一人ひとりが場面場面に応じた感染対策を徹底して頂くようお願いいたします。

令和 4 年 9 月 21 日  
岩手県知事 達増 拓也

## 国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について

### 1 要旨

9月8日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「With コロナに向けた政策の考え方」が決定されるとともに、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更された。

### 2 「With コロナに向けた政策の考え方」の概要

- ・ 感染症法上の措置について、高齢者・重症化リスクのある者に対する適切な医療の提供を中心とする考え方に転換し、新型コロナウイルスへの対応と社会経済活動の両立をより強固なものとした、With コロナに向けた新たな段階に移行する。
- ・ 移行に当たっては、再度、大規模な感染拡大が生じうることも想定し、国民ひとりひとりの自主的な感染予防行動の徹底をお願いするとともに、高齢者等重症化リスクの高い者を守るとともに、通常医療を確保するため、保健医療体制の強化・重点化を進めていく。
- ・ オミクロン株対応ワクチンについて、10月半ばを目途に、初回接種（1・2回目接種）を完了した12歳以上の全ての者に対する接種の開始を想定し準備する。

### 3 国の基本的対処方針の主な変更内容

#### (1) 発生届の対象者の見直し（全数届出の見直し）

- ・ 感染法上で定める発生届の対象者について、4類型（65歳以上、入院、治療薬の投与又は新たな酸素投与、妊娠）に限定し、令和4年9月26日より全国一律で適用する。
- ・ 発生届の対象外となる者が安心して自宅療養をできるようにするため、以下の必要な環境を整備する。
  - (i) 抗原定性検査キットのOTC化（インターネット等での販売を解禁）
  - (ii) 体調悪化時等に連絡・相談できる健康フォローアップセンターの全都道府県での整備・体制強化
  - (iii) 必要に応じて、宿泊療養や配食等の支援が可能になるようにする
- ・ HER-SYSの追加機能により、医療機関の患者数及び健康フォローアップセンターの登録者数を集計することで感染者の総数の把握（全数把握）を継続する。

#### (2) 陽性者の自宅療養期間の見直し

- ・ 自身による検温、高齢者等重症化リスクのある者との接触や感染リスクの高い行動を控えることを前提に、以下のとおり短縮
  - (i) 有症状の場合、発症から7日間かつ症状軽快後24時間に変更（ただし、現に入院している場合は10日間）
  - (ii) 無症状の場合、5日目の抗原定性検査キットによる検査により陰性であった場合、5日間に変更
- ・ 陽性者に対する外出自粛要請は引き続き行うが、症状軽快後24時間経過後又は無症状の場合には、自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品の買い出しなど必要最低限の外出を許容する。

## 新型コロナウイルス感染症患者等に係る9月26日からの全国一律の全数届出見直しについて

### 【要旨】

9月26日からの全国一律の全数届出見直しにより、65歳以上などの重症化リスクの高い方は引き続き発生届を医療機関で作成し、発生届の対象にならない陽性者についてはHER-SYSでの発生届が登録できなくなることから、自ら「いわて陽性者登録センター」に登録することによりMY HER-SYSによる健康観察や食料等の支援が受けられるように対応します。

なお、診療・検査医療機関から、陽性になった方に自宅療養などについて説明する用紙を配布し、発生届の対象にならない方へは陽性者登録センターへの登録をご案内します。

### 1 全数把握の方法の見直し

9月26日以降、65歳以上などの重症化リスクの高い方はこれまでと同様にHER-SYSでの発生届を医療機関で作成しますが、その他の方はHER-SYSでの発生届の登録を行わないこととなる。また、陽性者数は以下の(1)及び(2)の合計数を報告することとなります。

#### (1) 医療機関

HER-SYSで陽性者の年代別の人数

#### (2) 陽性者登録センター

抗原定性検査キットでの自己検査陽性者の年代別の人数

### 2 全数届出見直し後の陽性者の把握方法

全数届出の見直し後も、届出対象外の方も含めて、陽性者については、引き続き把握に努める。

#### (1) 医療機関を受診して陽性になった発生届の対象者

診療検査医療機関で発生届を作成（HER-SYS入力）

- ① 65歳以上の者
- ② 入院を要する者
- ③ 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な者  
又は重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な者
- ④ 妊婦
- ⑤ 基礎疾患や症状により医師が健康観察を必要と判断した者

※厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から9月12日の付け事務連絡「With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出見直しについて」での発生届の対象者①から④に加え、補足で記載のあった「診断時点で直ちに入院が必要でない場合でも、基礎疾患等により、入院の必要が生じる可能性がある」と医師が判断したものも含まれる」の対象を⑤として記載したものを。

#### (2) 医療機関を受診して陽性になった発生届の非対象者

自らが陽性者登録センターに登録し、必要に応じてMY HER-SYSでの健康管理や宿泊療養、配食等の支援を要請します。  
(陽性者登録センターへの登録は医療機関で配布するチラシ等で案内していただきます。)

#### (3) 抗原検査キット等を使用し自己検査で陽性になった方

自らが陽性者登録センターに登録し、必要に応じてMY HER-SYSでの健康管理や宿泊療養、配食等の支援を要請します。  
(陽性者登録センターへの登録は県ホームページで案内します。)

### 3 疫学調査

原則、発生届の届出対象者に対して実施します。

### 4 クラスタ発生時の対応

疫学調査の対象者が限定され、保健所が疫学調査からクラスタの発生を把握することが難しくなることから、高齢者施設、医療機関、教育・保育施設などでのクラスタ発生時は、各所管部局から保健所への情報提供を受けて個別に対応します。

### 5 健康観察、宿泊療養施設、食料などの支援希望者の対応

発生届の対象者及び発生届の非対象者で陽性者登録センターに登録した陽性者について希望する支援を提供します。

なお、宿泊療養施設の利用希望者については、利用希望のあった方の入所の可否を管轄保健所が医療政策室入院等搬送調整担当と調整します。

# 新型コロナウイルス感染症と診断された方へ

陽性と診断されたみなさまへ、心より御見舞い申し上げます。陽性と診断された方へのご案内です。

PCR検査で検査結果を後日連絡を受ける方にもお渡します。検査結果が陽性だった場合は下記〇の中の発行日についてご自身で必要事項をご記入ください。陰性だった場合はこの用紙は破棄してください。

様 発行日 年 月 日

新型コロナウイルス感染症が陽性と診断されましたので、下記のとおり療養をお願いします。  
あなたは発生届の（届出対象・届出対象外）に該当します。  
なお、あなたの発症日は 年 月 日となります。

この様式は、再発行いたしません。 診断した医療機関：

## 届出対象の方

（医師から発生届が出される方）

- ① 65歳以上の方
- ② 入院を要する方
- ③ 重症化リスクがあり新型コロナ治療薬の投与が必要な方、又は新型コロナの罹患により新たに酸素投与が必要な方
- ④ 妊婦
- ⑤ 基礎疾患や症状により医師が健康観察が必要と判断した方

保健所等からショートメッセージ(SMS)もしくは電話での連絡があります。

症状や基礎疾患の内容などをお伺いします。

療養先を調整・決定します。  
※自宅療養の場合、支援物資の希望は電話又はSMS等でご案内します。

## 届出対象外の方

（医師から発生届が出されない方）

左記の①から⑤に該当しない方

Web又は電話で「いわて陽性者登録センター」に登録をお願いします。  
※宿泊療養施設の入所や食料支援、パルスオキシメーターの貸与、健康サポートを受けるためには、「いわて陽性者登録センター」への登録が必要です。

いわて陽性者登録センター 検索

Webで検索してください。  
(9時から17時まで。土日祝日も受付可能)

「いわて陽性者登録センター」に御登録いただきますと、健康サポートを行う「いわて健康フォローアップセンター」に情報が引き継がれます。

この用紙は療養期間の解除まで破棄しないようにお願いします。

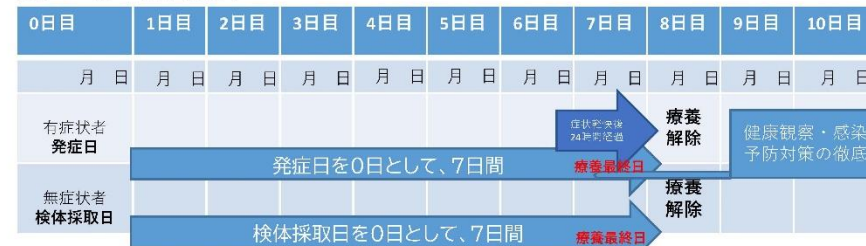
## 自宅療養中の体調悪化時の相談先

まずは「いわて健康フォローアップセンター」(24時間)  
TEL 0000-000-000 に連絡してください。

療養や同居家族などの濃厚接触者の自宅待機の期間などについての詳しい情報は岩手県ホームページでご確認ください。(裏面にも情報が掲載されています。)



## 陽性の方の療養期間について



## 【自宅療養解除の基準】

### 1. 有症状者の場合

発症日(0日目)から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過

### 2. 無症状者の場合

(1) 陽性確定に係る検体採取日(0日目)から7日間経過

(2) 5日目に抗原検査キットによる検査で陰性が確認された場合には、5日間経過

有症状の場合で症状軽快から24時間経過後、無症状の場合には、感染対策の徹底することを前提に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差支えありません。

症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある状態をいいます。  
(症状がすべて無くなることを必要としません)

## 同居されている方(家族等)及び濃厚接触者の待機期間



### 【濃厚接触者の待機期間の留意事項】

待機期間中は期間中は不要不急の外出や周囲の人との接触は控えてください。濃厚接触者(同居家族等)としての待機中に発熱等の症状が見られた場合には、医療機関を受診するか、症状等に応じて自己検査を行ってください。

陽性者と同居している場合は、陽性者の発症日または陽性者の発症後に感染対策を講じた日のいずれか遅い方の日を「0日目」とする。

## 自宅療養中の体調悪化時の相談先

まずは「いわて健康フォローアップセンター」(24時間)  
TEL 0000-000-000 に連絡してください。






療養や同居家族などの濃厚接触者の自宅待機の期間などについての詳しい情報は岩手県ホームページでご確認ください。



# 岩手県における新型コロナウイルス感染症患者の「全数届出」見直しに係る対応について

運用開始：令和4年9月26日

本県は全国一律の「全数届出」の見直しに伴い、下記のと通りの対応を行います。

患者	<p><b>重症化リスクあり</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>① 65 歳以上の者</li> <li>② 入院を要する者</li> <li>③ 重症化リスクがあり、コロナ治療薬の投与又は酸素投与が必要と医師が判断する者</li> <li>④ 妊婦</li> <li>⑤ <b>基礎疾患や症状により医師が健康観察を必要と判断した者</b></li> </ul>	<p><b>リスク低い</b></p> <p>左記以外</p> 
	<p>従来どおり医療機関が発生届を提出 (HER-SYS入力)</p> 	<p>発生届の対象外 (HER-SYS入力なし) <b>陽性者登録センターに患者が自ら登録</b></p>
	<p>発生届 (HER-SYS) から、保健所若しくは健康サポートセンターが患者のサポートを実施</p> 	<p>陽性者登録センターから健康フォローアップセンターに患者情報を伝達し患者のサポートを実施</p>
	<p>自宅療養者には健康フォローアップセンターがMY HER-SYS若しくは架電で健康観察を行います。</p> 	<p>自宅療養者は体調が悪化した場合などは、自ら健康フォローアップセンターに連絡していただき、サポートを受けていただきます。</p>

※すべての新型コロナウイルス感染症患者の医療費公費負担はこれまで通り継続します。

## オミクロン株対応ワクチンの接種等について

### 1 オミクロン株対応ワクチンの接種について

#### (1) ワクチンの供給量

本県には、9/19 の週から 10/10 の週までに、ファイザー社 2 価ワクチンが約 28 万 3 千回、モデルナ社 2 価ワクチンが約 5 万回、合計では約 33 万 3 千回が供給されることとなっている。

#### (2) 接種券の発行

オミクロン株対応ワクチンの接種対象者は、1・2 回目接種を終了した 12 歳以上の全ての方とされており、市町村では、前回接種から 5 か月以上が経過し、現時点で接種券をお持ちでない方に対し、順次接種券を送付することとされている。

県では、希望する方が早期に接種ができるよう、前倒しでの接種券の送付を働きかけていく。

#### (3) 接種スケジュール

国では、まず 4 回目接種対象者に接種を行い、一定の完了が見込まれる自治体は、自治体の判断により、エッセンシャルワーカーや年代別などによる接種に移行することとされている。

本県では、4 回目接種に係る 60 歳以上の接種率が、9/20 時点で 69.1%となっており、9 月中に一定の完了が見込まれることから、県の集団接種では、9 月 24 日（土）から 1・2 回目接種を完了した 18 歳以上の接種対象者に接種を行う。

なお、国では、現在 5 か月としている接種間隔を短縮のうえ、年末までに希望者への接種を完了する方向で検討を進めるとしているが、詳細は示されておらず、国の動向を注視していく。

### 2 県の集団接種について

#### (1) 実施方向

オミクロン株対応ワクチンの供給を踏まえ、10・11 月の集団接種は、市町村の接種体制を補完するため、県央・県南地区に会場設置し、月 2 回のペースに拡充のうえ接種を進めていく。

また、9/24(土)、25(日)は、従来型ワクチンを使用する前提で予約の受付を行っていたが、オミクロン株対応ワクチンに切り替えて接種を行う。

なお、12 月以降は、市町村の接種の進捗状況や国からのワクチンの配給状況等をみながら検討していく。

#### 【県集団接種の日程】 ※全ての日程でモデルナ社 2 価ワクチンを使用

日 程	会 場	接種回数	予約開始日時
9/24(土), 25(日)	ツガワ未来館アピオ	1, 800	受付中
10/8(土), 9(日)	県立大学体育館	1, 800	9 月下旬予定 (追って公表)
10/15(土), 16(日)	花巻市交流会館	1, 800	
10/22(土)	県立大学体育館	1, 200	
11/ 5 (土), 6 (日)	ツガワ未来館アピオ	2, 400	10 月下旬予定
11/19(土), 20(日)	ツガワ未来館アピオ	1, 800	
合 計	—	10, 800	—

オミクロン株  
対応ワクチン  
に切り替え

←集団接種の実施  
回数を拡充

#### (2) 接種対象者

1・2 回目接種を終了した 18 歳以上で、前回接種から 5 か月以上が経過した方  
(県の集団接種では、市町村から送付される接種券の持参が必要)

#### (3) その他

10 月以降の予約方法の詳細は、追って県ホームページ等を通じて公表予定

令和4年9月16日

いわて飲食店安心認証店の皆様

岩手県環境生活部県民くらしの安全課

### 岩手県飲食店新型コロナウイルス感染対策認証基準の運用の一部見直しについて

日頃から、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

県では、岩手県飲食店新型コロナウイルス感染対策認証基準のうち、県が独自に求めている項目である「来店者名簿の作成」について、疫学調査の状況等に鑑み、事業者や店舗利用者の負担軽減を図るため、当該項目の実施が必要と判断されるまでの当面の間、その運用を休止することとしたので、御連絡申し上げます。

なお、上記以外の変更はございませんので、引き続き、認証基準に沿った感染防止対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

#### 1 運用を休止する項目

岩手県飲食店新型コロナウイルス感染対策認証基準（No. 28）

「保健所が行う疫学調査に協力するため、来店者名簿（氏名、電話番号等（代表者のみ可））への記入を要請するとともに、当該名簿を1か月間保管する。」の運用を休止する。

#### 2 休止への御対応

県では、「来店者名簿の作成」に関する項目（No. 28）の運用を令和4年9月16日（金）から休止しますので、本通知が届きましたら「来店者名簿の作成」を休止頂き、現在保存頂いている名簿は、個人情報保護の観点から適正に廃棄頂きますようお願いいたします。

#### 【お問い合わせ先】

いわて飲食店安心認証事務局（電話：019-613-8009）

いわて飲食店安心認証制度ホームページ（URL：<https://iwate-ninshou.jp/>）



## 「いわて県民応援！プレミアムポイント還元キャンペーン」について

### 【要旨】

コロナ禍における物価高騰の影響を受けている県民（消費者・事業者）を応援するため、キャッシュレス決済額の20%相当額のポイント還元を行う「いわて県民応援！プレミアムポイント還元キャンペーン」を10月1日（土）から開始します。


### いわて県民応援！プレミアムポイント還元キャンペーン概要

- 対象キャッシュレス決済 auPAY、d払い、PayPay、楽天ペイ
- 対 象 店 舗 県内で物品やサービス等を消費者に提供する、対象キャッシュレス決済が利用可能な店舗約 13,000 店  
※利用可能店舗は10月1日に対象キャッシュレス決済アプリ上で公開のこと。

#### 【対象店舗の考え方】

主に次に掲げる分野の事業者が対象となること。

- ① 飲食店（いわて飲食店安心認証制度の認証を取得した認証店に限ります。）
- ② 宿泊業（いわて旅応援プロジェクトに参加している、感染対策を講じて営業している施設に限ります。）
- ③ 小売店、生活関連サービス業、運輸業、学習・教育関連サービス業、持ち帰り・配達飲食サービス業  
上記にかかわらず、次の①～③及び岩手県が別途指定する店舗は、原則として対象外。
  - ① 保険適用医療機関
  - ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に該当する施設
  - ③ コンビニエンスストア、飲食等の配送代行を行う事業者

- ポイント付与上限 1回の決済あたり2,000ポイント（2,000円相当）  
1決済サービスにつき5,000ポイント（5,000円相当）
- 実 施 期 間 令和4年10月1日（土）から10月31日（月）まで  
※ 期間内にポイント付与原資が予算の上限に達した場合は期限前に終了となること。
- ポイント付与原資 10億円（事務局費除く）
- 公式ホームページ <https://iwate-premiumpoint.jp> 
- 事 務 局 いわて県民応援！プレミアムポイント還元キャンペーン事務局（Tel：019-907-1874）  
（受付時間：10時から17時まで（9月・10月は土日祝含む））
- そ の 他 本事業の詳細については、公式ホームページ又は対象キャッシュレス決済サービスのアプリ等で順次公開。

